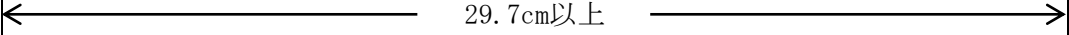


別紙様式第17号(第146条関係)

	
	信用金庫代理業者許可票
	信用金庫代理業
	許可番号 金融庁長官()第 号
	(財務(支)局長)
(信用金庫代理業者の商号、名称又は氏名)	
(所属信用金庫の名称)	

(記載上の注意)

- 1 「所属信用金庫の名称」には、所属信用金庫(信用金庫法(以下「法」という。)第85条の2第3項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。)の名称を記載すること。二以上の所属信用金庫があるときは、全ての所属信用金庫の名称を記載すること。
- 2 法第85条の3に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあっては、許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号。以下「改正法」という。)附則第12条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第85条の2第1項の許可を受けず信用金庫代理業を行うことができる者にあつては、「信用金庫代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第12条第1項の規定により法第85条の2第1項の許可を受けず信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。
- 4 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年法律第86号)第51条の2第1項(同法第67条において準用する場合を含む。以下4において同じ。)の規定により法第85条の2第1項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2第1項の規定により法第85条の2第1項の許可を受けたものとみなされた信用金庫代理業者である旨を表示すること。